

千葉県私立大学（短期大学を含む。）間の単位互換に関する実施要項

- 1 授業科目及び受け入れ学生数の決定
各大学は、特別聴講学生として履修できる授業科目及び受け入れ学生数については、前年の12月までに決定する。
- 2 募集要項の作成
各大学は、特別聴講学生について募集要項を作成し、2月末日までに他の各大学へ通知する。
募集要項には、当該大学が実施する単位互換の実施方法（出願条件、授業科目、単位数、曜日、時間、受け入れ学生数、履修期間、試験、出願手続、出願期間、授業料、施設の利用、その他）を記載する。
- 3 受け入れ依頼及び通知
所属する大学は、学生の出願に基づき、原則として前期にあつては4月20日までに、後期にあつては9月20日までに、受け入れ大学へまとめて受け入れ依頼を行う。受け入れ大学は、特に支障のない限り、すみやかに所属する大学へ受け入れる旨の通知をする。
- 4 入学手続
特別聴講学生として許可された者は、受け入れ大学へ所定の期日までに履修登録及び諸手続を行うとともに、授業料を納入しなければならない。
- 5 学生証の交付
受け入れ大学は、特別聴講学生に対して、学生証を発行する。
- 6 試験の実施
受験上の取扱い及び追試験・再試験の実施等については、受け入れ大学の定めによる。
- 7 成績の通知
受け入れ大学は、所属する大学へ卒業年次生については2月20日、それ以外の学生については3月20日までに成績を通知する。
- 8 休学、退職等の通知
学生が休学、退職等身分に異動があつた場合は、所属する大学は受け入れ大学へ通知する。
- 9 成績管理
受け入れ大学は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。
- 10 この実施要項によりがたいものがある場合は、単位互換を実施する当該大学間で協議する。
- 11 この実施要項は、平成10年度特別聴講学生から実施する。

附 則

1. この実施要項は、平成9年10月27日から施行する。
2. 平成10年11月26日、総会において2項、3項の一部を改正